

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員及び扶養義務者についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他の調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護決定(却下)の通知書を申請者へ通知する。</p> <p>②生活保護受給者に、世帯員全員及び扶養義務者についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他の調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護廃止及び変更を判断し、決定(廃止及び変更)の通知書を当該生活保護受給者へ通知する。</p> <p>③安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>雲仙市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1.生活保護システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・雲仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「生活保護法による」が含まれる項(42、43の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7726
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 健康福祉部 保護課 保護班 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-47-7875
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	雲仙市情報セキュリティポリシー及び雲仙市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、人的セキュリティ対策等を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-①	市民福祉部 保護課	健康福祉部 保護課	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	雲仙市役所 市民福祉部 保護課 保護班	雲仙市役所 健康福祉部 保護課 保護班	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 2, 4, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 2, 4, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項)	事後	
平成29年9月20日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 別表第二省令における情報提供の根拠 第19条	(別表第二省令における情報提供の根拠) 別表第二省令における情報提供の根拠 第19条	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	株式会社変更による
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 2, 4, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 1, 8, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	事後	
令和2年9月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号第3号イ第5号イ、第11条第1号第2号イ第3号イ、第12条第1号第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第9号イ第10号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第22条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第33条第3号イ、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第59の2条第1号イ第2号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号第3号イ第5号イ、第11条第1号第2号イ第3号イ、第12条第1号第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第22条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第33条第3号イ、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第59の2条第1号イ第2号イ	事後	
令和3年11月17日	I-3法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 1, 8, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 1, 8, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項)	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号第3号イ第5号イ、第11条第1号第2号イ第3号イ、第12条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第9号イ第10号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第22条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第33条第3号イ、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第59の2条第1号イ第2号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号第3号イ第5号イ、第11条第1号第2号イ第3号イ、第12条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第9号イ第10号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第22条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第33条第3号イ、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第59の2条第1号イ第2号イ	事後	
令和3年11月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務」であって主務省令で定めるものが含まれる項(26の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」であって主務省令で定めるものが含まれる項(26の項)	事後	
令和8年1月15日	I-1-②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定の個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	雲仙市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定の個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和8年1月15日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号	番号法第9条第1項 別表第23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 雲仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例第4条別表1	事後	
令和8年1月15日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 1, 8, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号第3号イ第5号イ、第11条第1号第2号イ第3号イ、第12条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第14条第3号イ、第17条、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第9号イ第10号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第22条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26の4条第1号、第27条第3号、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第33条第3号イ、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号イ第21号イ第22号イ第23号イ、第52条、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第59の2条第1号イ第2号イ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「生活保護法による」が含まれる項(42, 43の項)	事後	
令和8年1月15日	IVリスク対策	-	新様式による項目追加	事後	